

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（観覧車26号車のイルミ用LED灯具と24号車のエアコン）	No.5200689
工（納）期	令和6年12月27日	
契約締結日	令和6年11月12日	
契約金額	1,848,000円（消費税込み）	

契約相手方	泉陽興業株式会社 東京支店 (法人番号：8120001038672)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>修繕契約（観覧車26号車のイルミ用LED灯具と24号車のエアコン）</p>
<p>指定業者 （案）</p>	<p>名称 泉陽興業株式会社 東京支店 所在地 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番14号 泉陽SYビル 代表者 支店長 高島 省吾</p>
<p>指定理由</p>	<p>本件は、荒川遊園の観覧車におけるイルミネーション用LED灯具の交換及びエアコン交換の修繕契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、本件観覧車を設計・制作・施工したメーカーであり、設備について熟知している。</p> <p>② また定期点検及びメンテナンスを委託している相手先であり、本件作業を確実に履行できる。</p> <p>③ 加えて、本業務を他の事業者が実施した場合、その交換した設備・部品については、上記相手方に委託している大型遊戯施設の定期点検及びメンテナンスの対象外となり、遊具の安全な運行、正常な状態が確保できないため、上記相手方を契約相手先とすることが望ましい。</p> <p>以上の理由から上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>